二十七　法第十七条第一項の規定による命令に違反する行為があったと認めたとき。	一　違反行為をした者が財産凍結等対象者である場合にあっては、その氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあっては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） 二　違反行為をした者が財産凍結等対象者に代わって規制対象財産を管理する者である場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） ［三～五　略］
［二十八～三十一　略］	
三十二　法第十七条第五項の規定により返還をしたとき。	一　返還を受けた者の氏名又は名称及びその者が直近に財産凍結等対象者であったときの指定番号等（返還を受けた者が財産凍結等対象者でなくなった者以外の規制対象財産の返還を受ける権利を有する者である場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに財産凍結等対象者でなくなった者との関係） ［二・三　略］
三十三　法第十七条第七項の規定により仮領置したとき。	一　［略］ 二　仮領置に係る規制対象財産を所持していた者であって、財産凍結等対象者でなくなったものの氏名又は名称及びその者が直近に財産凍結等対象者であったときの指定番号等 ［三～五　略］

二十七　法第十七条第一項の規定による命令に違反する行為があったと認めたとき。	一　違反行為をした者が公告国際テロリストである場合にあっては、その氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあっては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） 二　違反行為をした者が公告国際テロリストに代わって規制対象財産を管理する者である場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） ［三～五　同上］
［二十八～三十一　同上］	
三十二　法第十七条第五項の規定により返還をしたとき。	一　返還を受けた者の氏名又は名称及びその者が直近に公告国際テロリストであったときの指定番号等（返還を受けた者が公告国際テロリストでなくなった者以外の規制対象財産の返還を受ける権利を有する者である場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに公告国際テロリストでなくなった者との関係） ［二・三　同上］
三十三　法第十七条第七項の規定により仮領置したとき。	一　［同上］ 二　仮領置に係る規制対象財産を所持していた者であって、公告国際テロリストでなくなったものの氏名又は名称及びその者が直近に公告国際テロリストであったときの指定番号等 ［三～五　同上］